

公立大学法人横浜市立大学創立 90 周年記念事業実行委員会規程

制 定 平成 30 年 1 月 9 日 規程第 3 号
最近改正 平成 30 年 4 月 2 日 規程第 21 号

(目的及び設置)

第 1 条 平成 30 年に横浜市立大学が創立 90 周年を迎えるにあたり、90 周年事業の円滑な実施及び運営を図るため、公立大学法人横浜市立大学創立 90 周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 90 周年記念事業の企画に関すること。
- (2) 90 周年記念事業の実施及び運営に関すること。
- (3) その他、90 周年記念事業に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長、副学長（理事である者に限る。）、附属病院長、附属市民総合医療センター病院長、国際総合科学部長及びデータサイエンス学部長、医学部長
- (2) 事務局長、副局長、学長室長、広報室長、グローバル推進室長、企画総務部長、人事部長、学務・教務部長、研究推進部長、医学・病院統括部長及び附属市民総合医療センター管理部長
- (3) その他、学長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は、副学長をもって充てる。

(会議)

第 5 条 委員会は、原則毎年 1 回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催し、又は休会することができる。

2 委員長は必要があると認めるとときは、関係者に委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第 6 条 委員会は、第 2 条に掲げる事項を円滑に実施するため、部会を設置することができる。

2 部会は、委員の一部及び委員以外の教職員で組織できるものとする。

3 部会長は、副学長をもって充てる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則（平成 30 年規程第 3 号）
(施行期日)

この規程は、平成 30 年 1 月 9 日から施行する。

(効力の失効)

この規程は、委員会が第 2 条に掲げる事項を終了した日に限り、その効力を失う。

附 則（平成 30 年規程第 21 号）

この規定は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。